

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要がある。

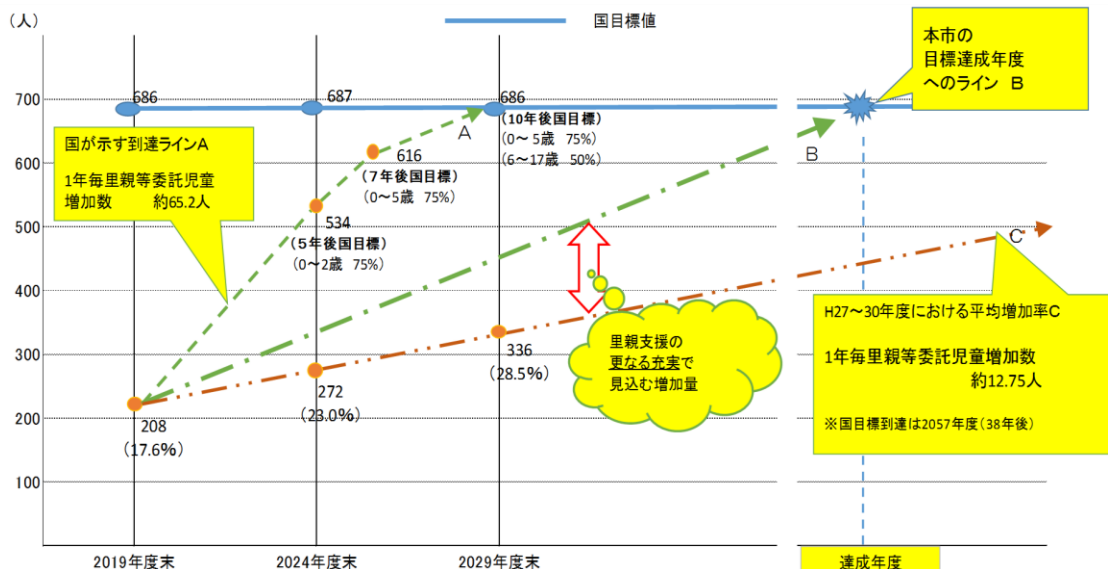
そのため、里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みと里親の状況を踏まえ、大阪市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う。

① 大阪市における里親等委託率の目標

里親等委託率の数値目標設定の考え方について、国の目標達成期限（3歳未満のこどもは5年以内に75%以上、3歳から就学前のこどもは7年以内に75%以上、学童期以降のこどもは10年以内に50%以上）に当てはめた場合、(図表 19) のとおり、1年間に65.2人のこどもを新たに里親等に委託する必要があるが、里親等が急激に増加することによるリスクがある。

- i 不適切養育による里親から里子への虐待のリスク
- ii 十分な里親支援体制が取られていない場合、里親と里子の関係性が悪化した結果、里親宅を転々とするこどもで里子の心の傷つきが深まるリスク

(図表 19) 里親等委託率の数値目標設定の考え方について (グラフ)



(※) 代替養育が必要なこども数について、令和11年度までは(図表 11) のとおりほぼ横ばいの傾向が続くことから、2030 (令和12) 年度以降についても1,180人で推移するものと類推し、里親等委託が必要なこども数は686人と類推した。

また、国も、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」15 ページ後段で、『個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭的養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。』と、目標達成のためだけの里親等委託については危惧を示している。

これらのリスクや危惧を鑑み、10 年後（令和 11 年度）の里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、大阪市として 10 年後のあるべき養育形態を検討し、設定することとした。

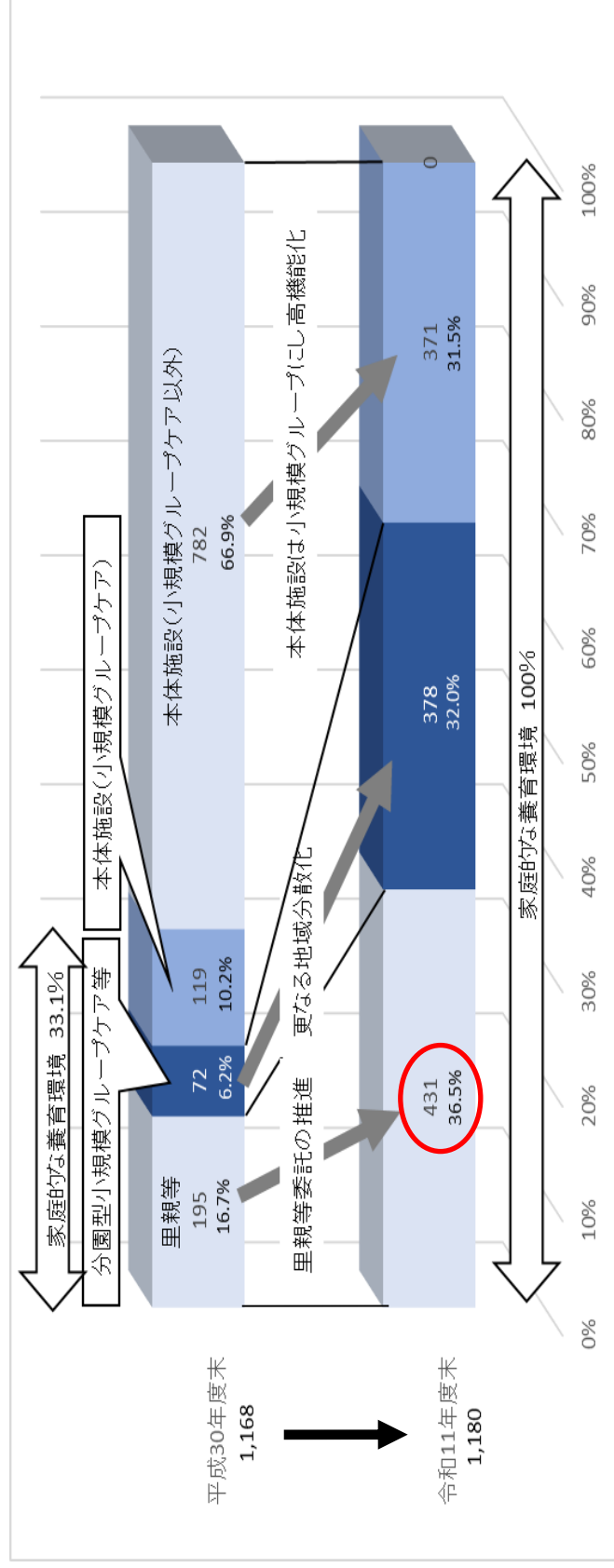
大阪市の考える 10 年後のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10 年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する（図表 20）。

施設の小規模かつ地域分散化および高機能化を進めることで、（図表 20）のとおり、本体施設（小規模グループケア以外）は 0%となり、本体施設の小規模グループケアと分園型小規模グループケア等の整備を進めても、受け皿となる定員数は平成 30 年度末の 973 人から令和 11 年度末では 749 人と、224 人の定員減となるため、代替養育が必要となるこども数の受け皿のためには里親等委託児童数を 431 人とする必要があり、その時の里親等委託率は 36.5%となる。

(図表 20) 令和 11 年度末における大阪府のあるべき養育形態

➤ 家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

➤ 10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。



➤ **里親等委託の推進による里親等委託児童数は 431人 (委託率36.5%) となる。**

② 里親やファミリーホームへの委託こども数の見込み

国の策定要領では、「乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること。」とあるが、低年齢児の里親委託に当たっては、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。加えて、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な支援が必要となる。これらの課題解決のため、新たな里親開拓の手法や支援体制が必要であり、体制が整わない中で低年齢児の里親委託を優先して進めることはこどもの最善の利益の観点からも避けなければならないことから、大阪市においては全年齢区分とも等しい里親等委託率の上昇を目指すこととした。

全年齢区分の里親等委託率が等しく上昇することを見込み、令和6年度、令和11年度の里親等委託率目標を算出した(図表21)。

(図表21) (年齢区分ごと) 里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

| | 要保護児童数 | 里親等(里親・FH) | | | | | | | | 施設(乳児院・児童養護施設) | | | | | | | |
|-----------|--------|------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|----------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 0~2歳 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 計 | | 0~2歳 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| H30実績 | 1,168 | 18 | 9.7% | 27 | 13.9% | 150 | 19.0% | 195 | 16.7% | 168 | 90.3% | 167 | 86.1% | 638 | 81.0% | 973 | 83.3% |
| H31(R1)見込 | 1,180 | 20 | 10.6% | 29 | 14.8% | 159 | 20.0% | 208 | 17.6% | 168 | 89.4% | 167 | 85.2% | 637 | 80.0% | 972 | 82.4% |
| R6(5年後) | 1,182 | 48 | 25.5% | 57 | 29.1% | 215 | 26.9% | 320 | 27.1% | 140 | 74.5% | 139 | 70.9% | 583 | 73.1% | 862 | 72.9% |
| R11(10年後) | 1,180 | 77 | 41.0% | 84 | 42.9% | 270 | 33.9% | 431 | 36.5% | 111 | 59.0% | 112 | 57.1% | 526 | 66.1% | 749 | 63.5% |

③ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

【基本的な考え方】

- ・ 家族は社会の基本単位であり、家族を基盤とした家庭において養育されることは、こどもの発達、成長、自立にとってもっとも望ましい。何らかの事情により、こどもが家庭で必要な養育を受けられない場合、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、里親・ファミリーホーム(以下「里親等」)への委託を一層進めていきたい。

- ・しかしながら、里親委託を量的に増やすことだけを目標とするのではなく、子どもひとりひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、里親等、児童養護施設などさまざまな社会資源のなかから、その子どもにもっともふさわしい生活の場を選択する必要がある。
- ・質の高い里親養育を実現するため、適切なマッチングに努めるほか、レスパイト制度を活用するなど、里親が養育に関する悩みを抱え込まず、養育のやりがいや里親子が共々に成長するよろこびを感じられるよう、里親同士のつながりや、子ども相談センター、大阪市里親会や乳児院・児童養護施設などの里親支援機関、地域の関係機関等のそれぞれの強みを生かした協働によるチーム養育を積極的に推進することが大事である。
- ・里子についても、定期訪問等を通じ里子の生活状況の把握や意見を聴取する仕組みを構築し支援の充実を図る必要がある。
- ・そのため、里親のリクルート、研修から支援まで、里親を包括的に支援する(以下「フォスタリング業務」)体制を構築することが求められている。

【現在の取組み】

- ・平成 30 年 4 月、子ども相談センターの里親担当を大幅に拡充して里親子包括支援室を設置し、里親制度の普及から里親子への支援までを一貫して行う体制を整備した。家庭養育推進担当課長代理 1 名、児童福祉司 7 名(SV1 名、係長 1 名、係員 5 名)、非常勤職員として里親包括支援相談員 2 名、生活支援相談員 2 名、里親子専門心理相談員 1 名、里親等委託調整員 1 名、里親等訪問支援員 1 名を配置した。
- ・里親子包括支援室では、これまで個別に民間に委託していた登録前研修事業やサポート要員派遣事業などを一旦直営により実施することとし、子ども相談センターをフォスタリング機関として位置づけている。今後の民間委託も視野にいれ、業務の課題整理やノウハウの蓄積を行っているところである。
- ・また、心理相談などの専門相談事業や里親スキルアップ事業、生活相談・進路相談事業など新規事業を立ち上げ、里親子に対する支援の拡充を図っている。
- ・里親等委託解除後の里子の自立支援について、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」においては、フォスタリング業務には位置付けられていないが、フォスタリング業務の一環として位置づけ、里親子包括支援室の業務として進めている。

【今後の取組み】

1. こども相談センターの方針

- こども相談センターの児童福祉司は意識変革を行い、新規入所や措置変更を検討する場合、まずは、里親等への委託を第1の方針とし協議に諮る。

2. 民間フォスタリング機関へ業務委託し実施体制を整備

- 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓や継続的で一貫性のある支援により、里親との信頼関係が構築されるといったメリットがあるため、民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備し、里親支援メニューの充実を図る。
- 現状においてフォスタリング業務に精通した人材は限られているため、蓄積したノウハウを整理し、段階的に業務を委託する際は、委託団体職員の育成を図りながら、丁寧に引継いでいく。
- ただし、フォスタリング業務は児童相談所の本来業務であり、委託した場合でも実施責任は児童相談所にあることから、こども相談センターは、委託後も里親希望者の調査や業務状況のモニタリング、里親子の不調防止やこどもの権利擁護に努めることとする。

3. こども相談センター単位でフォスタリング機関設置

- 本市においては、年々増加する児童虐待相談に的確に対応するため児童相談所の複数設置をすすめており、令和3年には3か所体制、令和8年度には4か所体制となる予定である。今後増加する登録里親や、こどもを担当する児童福祉司と密接に連携して里親委託を推進していくため、各こども相談センター単位で里親担当とフォスタリング機関（里親支援機関A型）を設置していく。

4. 各こども相談センターとフォスタリング機関との連携により里親子の不調を防止

- 各こども相談センターと各フォスタリング機関が日常的に連携し、市域全体で効率的にリクルートや研修、適切なマッチングをすすめる。また、里親委託等推進委員会を開催して、里親子のマッチングの在り方、里親子に対する支援の在り方について検討をすすめ、チーム養育の責任のもと不調の未然防止に努める。

5. 各里親支援機関B型との更なる連携強化

- 本市においては、これまで大阪市里親会や乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、家庭養護促進協会の協力を得て里親相談会を実施してきたほか、区役所もともに啓発活動に取り組んでいる。民間機関にフォスタリング業務を委託するにあたっては、これまで培ってきた関係機関との協力関係を継続できるようにする。
- 里親支援専門相談員を配置している施設を里親支援機関B型として指定し、こども相

談センターや委託団体と連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進や施設の強みを生かした普及啓発、研修、里親交流等の支援を行う。

6. 低年齢児の里親委託推進に向けた取組

- 低年齢児の里親委託に当たっては、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。加えて、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な支援が必要となる。これらの課題解決のため、新たな里親開拓の手法や支援体制を構築する。
- 保育所の確保については、里親に委託されたこどもの保育所等の優先利用が国通知に盛り込まれたことを受け、各区役所との間で十分に連携を図り、こどもの保育所等の優先利用の取組みを進める。

7. 思春期のこどもの里親委託推進に向けた取組

- 思春期のこどもは、自分自身の考えを持つようになり独立心が急速に強まる時期であるため、周囲の大人に反発・反抗したり、刺激を求めて衝動的な行動をしたりするなど里親宅においても養育上の難しさがある。
思春期のこどもの対応に特化したスキルアップ研修などの開催を行い、養育方法を学び合いながら里親の養育力の向上を図る。

【目標】

① 民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数

- 令和3年度 3か所
- 令和8年度 4か所

② 里親登録数・ファミリーホーム数

| 目標年度 | 平成30年度末 | 令和6年度末 | 令和11年度末 |
|-----------|---------|--------|---------|
| 里親登録数 | 129世帯 | 263世帯 | 372世帯 |
| ファミリーホーム数 | 17か所 | 23か所 | 28か所 |

③ 里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

| 目標年度 | 平成30年度末 | 令和6年度末 | 令和11年度末 |
|---------------|---------|--------|---------|
| 里親委託児童数 | 108人 | 205人 | 291人 |
| ファミリーホーム委託児童数 | 87人 | 115人 | 140人 |

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・保護者のいない子どもや家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、その子どもの養育に法的な安定性を与えることになるため、特別養子縁組等の推進を積極的に進める必要がある。
- ・令和元年6月14日に公布された改正民法にある特別養子縁組の年齢制限の引き上げにも留意しつつ、養子縁組にかかわる支援の在り方の検討を行う必要がある。
- ・特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢が子どもの最善の利益を守るものにするためには、子ども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、子どもの福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、子どもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

【現在の取組み】

1. 子ども相談センターでの取組み

- ・大阪市では、昭和31年の大阪市中央児童相談所（現「大阪市子ども相談センター」）開設以来、家庭的養育の重要性から里親専任児童福祉司を配置し、当時は棄児が多かったこともあり、養子縁組を積極的にすすめてきた。昭和32年度からの10年間で年平均30人の普通養子縁組を成立させている。子どもの出自を知る権利を保障するため、養子縁組を行った子どものケースファイルは永年保存としている。
- ・また、昭和39年度から家庭養護促進協会が始めた「愛の手運動」と連携し、昭和63年の特別養子縁組制度の発足後今日にいたるまで、年平均17人の特別養子縁組の成立を支援してきた。
- ・子ども相談センターが関与した特別養子縁組の成立件数

| 年度(平成) | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 成立件数 | 13 | 9 | 24 | 10 | 12 | 17 | 13 | 10 | 8 | 15 |

- ・現在子ども相談センターにおいては、特別養子縁組が必要な子どもの相談があった場合、家庭養護促進協会への委託事業として毎日新聞との連携による里子紹介記事

「あなたの愛の手を」掲載を行う、あるいは近畿圏等の児童相談所と連携し、広域で養子縁組里親委託を推進している。

① 家庭養護促進協会（以下、「協会」と）との連携

- 協会は、「あなたの愛の手を」運動を、昭和 39 年から開始し、児童福祉法上の里親開拓を全国の児童相談所と連携して行っている民間の社会福祉機関である。
- こども相談センターは、行政の責任として養子縁組を進める必要があり、これまでの実績に基づく専門性と安定感のある協会に、養子縁組に関わる業務を委託してきた。
- 協会は、毎日新聞と連携し、大阪版をはじめ近畿の各県版において、毎週 1 回「あなたの愛の手を」欄で、本市のこども及び大阪府・堺市のこどもを掲載し里親を募っている。
- 全国各地から養親希望の里親の応募があれば、協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、こども相談センターは適格性を判断し里親委託を行っている。

② 広域での養親希望者委託推進

- 「あなたの愛の手を」に掲載はしても、養親希望者が見つからない場合や実親が掲載に不同意の場合、まずは近畿圏内の児童相談所に連絡をし、養子縁組里親として登録している里親で該当者がいないか探している。

③ 里親支援専門相談員との連携

- 「あなたの愛の手を」欄に掲載するこどもを協会から推薦のあった養親候補者へ委託するにあたっては、こどもの入所施設において実習や長期外泊中の指導を行い、各施設の里親支援専門相談員からの状況報告を受けるなど連携を図っている。また市内在住の里親を中心に適宜、里親支援専門相談員と連携しながら委託後の家庭訪問や成立後の相談等を行っている。

2. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る取組

- 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が平成 28 年度に成立し、平成 30 年度より施行された。この法律により、これまで届出制により行われていた民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業が、各都道府県知事等による許可制となった。これを受け、本市においても、民間あっせん機関からの申請に基づき厳正に審査を行った上で許可を行うとともに、適正な運営の確保とそのために必要な支援及び指導を行っている。

【今後の取組み】

1. こども相談センターでの取組み

① こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進

- ・こども相談センターの児童福祉司は、まず、施設等へ入所をしているこどもの保護者に対して面会の促進を行うが、面会が途絶え連絡がつかない場合は、施設職員等と連携し積極的に特別養子縁組を進める。
- ・里親支援児童福祉司の資質向上のため、養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会に積極的に参加する。

② 里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握

- ・里親支援専門相談員とは、里親等の開拓から支援までこども相談センターとは定期的に会議を設けるなど連携している。
- ・家族との交流状況、入所児の特性、施設における状態等を把握する里親支援専門相談員から特別養子縁組の必要なこどもの情報把握につとめ積極的に特別養子縁組のプロセスに乗せていく。

③ 養親希望者募集のあり方検討

- ・協会に委託している「あなたの愛の手を」掲載について、できるだけ速やかに里親が見つかるよう、そのあり方を検討する。

④ 他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓

- ・協会による「あなたの愛の手を」では養親候補者が見つからない場合や掲載に実親が同意しないケースについては、他府県児童相談所の里親担当部署と連携し、養親希望者を募ってマッチングを進める。

⑤ 養子縁組成立後の支援

- ・出自の情報や養育相談について、養親・養子ともにいつでも対応できる体制を整える。

2. 民間あっせん機関における養子縁組のあっせんに係る取組

- ・予期せぬ妊娠で悩む妊婦に寄り添い、専門的な知識及び技術に基づいて相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行えるよう、民間あっせん機関における養子縁組あっせん業務の質の向上に向けた支援を行うとともに、適切なマッチングが行われるよう指導する。

具体的には、民間あっせん機関からあっせんの各段階における報告を徴取し、事業実施状況の把握及び必要に応じた指導を行うとともに、職員の研修受講や第三者

評価受審に係る財政措置を含めた支援を行う。

【目標】

- 特別養子縁組等に関する研修について、令和 6 年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100%
- 令和 6 年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

項目5「里親等への委託の推進に向けた取組」の(図表 21)に示した通り、令和6年度、令和11年度の里親等委託率目標に応じた施設で養育が必要なこども数は以下のとおり。

(再掲) (図表 21) (年齢区分ごと) 里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

| | 要保護 児童数 | 里親等(里親・FH) | | | | | | | | 施設(乳児院・児童養護施設) | | | | | | | |
|-----------|------------|------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|----------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 0~2歳 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 計 | | 0~2歳 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| H30実績 | 1,168 | 18 | 9.7% | 27 | 13.9% | 150 | 19.0% | 195 | 16.7% | 168 | 90.3% | 167 | 86.1% | 638 | 81.0% | 973 | 83.3% |
| H31(R1)見込 | 1,180 | 20 | 10.6% | 29 | 14.8% | 159 | 20.0% | 208 | 17.6% | 168 | 89.4% | 167 | 85.2% | 637 | 80.0% | 972 | 82.4% |
| R6(5年後) | 1,182 | 48 | 25.5% | 57 | 29.1% | 215 | 26.9% | 320 | 27.1% | 140 | 74.5% | 139 | 70.9% | 583 | 73.1% | 862 | 72.9% |
| R11(10年後) | 1,180 | 77 | 41.0% | 84 | 42.9% | 270 | 33.9% | 431 | 36.5% | 111 | 59.0% | 112 | 57.1% | 526 | 66.1% | 749 | 63.5% |

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」(平成30年7月厚生労働省通知)によると、高機能化とは、「家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。」「そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。」であり、多機能化・機能転換とは、「更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。」「具体的には、地域の実情等に応じ、①一時保護委託の受入体制の整備、②養子縁組支援やフォスターリング機関(里親養育包括支援機関)の受託をはじめとする里親支援機能の強化、③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化に取り組むこと」とされている。また、小規模かつ地域分散化の推進にあたっては、概ね10年以内を目途に小規模かつ地域分散化を進めるとともに、小規模かつ地域分散化の例外として、本体施設については、心理職や医師、看護師など専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズの非常に高いこどもに対して十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その数も概ね4単位程度までとされた。

これを踏まえ、大阪市では、市管施設に対して「家庭的養護推進計画」を見直し、今後の概ね10年間の施設の小規模かつ地域分散化の計画を前期と後期に分けて記載するとともに、高機能化及び多機能化・機能転換についても可能な限り反映させるよう依頼し、施設において新たに策定した『小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画』の結果を取りまとめたものが(図表 22)である。

大阪市では、代替養育を必要とするこども数の推移と、里親に関する目標の達成状況等を注視しながら、各施設と共に当該計画を進めていく。

(図表2.2) 大阪市の市管施設の家庭的養護推進計画 見直し後の定員等

| 乳児院 | 現定員 (令和元年9月) | | | | 前期 (令和2～6年度) | | | | 後期 (令和7～11年度) | | | | 最終形 (本体施設4×4以下) ※概ね10年後 | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|------|-----|-----------------|--------------|------|-----|-----|---------------|------|-----|--------------|----------------------------|------|-----|--------------|-----|-----|----|----|----|----|---|
| | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | | | | | | | |
| | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | か所 | 人数 | | | | | |
| | 190 | 21 | 123 | 2 | 8 | 165 | 25 | 144 | 2 | 8 | 127 | 29 | 127 | 9 | 37 | 108 | 27 | 108 | 13 | 53 | 12 | 16 | 4 |
| 計 | 198 | | | | 173 | | | | 22 | | | | 164 | | | | 161 | | | | | | |
| | | | | 87.4% | | | | | | | | 82.8% | | | | 81.3% | | | | | | | |
| | | | | 現定員からの割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 児童養護施設 | 現定員 (令和元年9月) | | | | 前期 (令和2～6年度) | | | | 後期 (令和7～11年度) | | | | 最終形 (本体施設4×4以下) ※概ね10年後 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------|------|-----|-----------------|--------------|------|-----|-----|---------------|------|-----|--------------|----------------------------|------|-----|--------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|---|
| | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | 本体 | ユニット | 分園型 | | | | | | | | | | | |
| | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | | | か所 | 人数 | か所 | 人数 | | | | | | | | |
| | 785 | 17 | 122 | 1 | 6 | 498 | 36 | 265 | 9 | 56 | 32 | 192 | 0 | 0 | 0 | 0 | 290 | 65 | 290 | 17 | 107 | 39 | 234 | 24 | 48 | 4 |
| 計 | 857 | | | | 746 | | | | 0 | | | | 631 | | | | 588 | | | | | | | | | |
| | | | | 87.0% | | | | | | | | 73.6% | | | | 68.6% | | | | | | | | | | |
| | | | | 現定員からの割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 要保護児童数の中の割合 ※施設措置率 | 児童数 | | 割合 |
|-------------------------|----------------------|-------|-------|
| | 児童数 | 割合 | |
| | 前期 (令和2～6年度) (1,182) | 919 | 77.7% |
| 後期 (令和7～11年度) (1,180) | 795 | 67.4% | |
| 最終形 (本体施設4×4以下) (1,180) | 749 | 63.5% | |

| 里親委託率 | 児童数 | | 割合 |
|-----------------|--------------|-------|-------|
| | 児童数 | 割合 | |
| | 前期 (令和2～6年度) | 263 | 22.3% |
| 後期 (令和7～11年度) | 385 | 32.6% | |
| 最終形 (本体施設4×4以下) | 431 | 36.5% | |

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・乳児院や児童養護施設については、施設の専門性を活かし、代替養育を必要とするこどもを受け入れ、養育する重要な役割を担ってきた。これらの施設については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。
- ・また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。
- ・児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について方向性が示されることが予定されており、国の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。
- ・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に改めて周知し、利用を促進していくことが重要である。また、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

【現在の取組み】

○乳児院

乳児院の第一義的目的は、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進することであるが、一方で、被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもや、保護者との関係に課題を有している家庭からの入所が多いことから、専門的な養育機能が求められている。

また、人格形成の基礎となる乳幼児期は、人との愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であり、乳児院のケアにおいては、愛着関係の形成に向けて、養育単位の小規模化（小規模グループケア化）を推進している。

さらに、できるだけ早期に、安定した家庭（実家庭、その復帰が困難な場合は、里親家庭または養子縁組家庭など）で生活できるように本市としても支援に努めている。しかし、児童養護施設に措置変更となり、長期間の入所となるケースも多く、家族再統合

支援、再統合後の地域生活支援の充実や里親等委託の推進に努めている。

4 施設中 2 施設の小規模化を整備費補助のうえ実施済。小規模化の過程で分園化した 2 施設の新規開設により、令和元年 9 月現在、計 6 施設となっている。

◇現状 令和元年9月現在 本体 6 施設 定員 190 人
うち、分園型小規模グループケア 2 か所 8 人

- 被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもの入所が多く、看護師や心理療法担当職員の配置など専門的な養育ができるよう支援している。
- 小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。
- こども相談センターの一時保護所が、おおむね 2 歳以上を入所対象としていることから、乳児院は 2 歳未満の多くの乳幼児の一時保護に対応している。こどもに関する情報把握が十分ではない状況での緊急の一時保護委託に対し、こどもの安全・安心な保護の実施に重要な役割を担っている。

(図表 23) 一時保護委託 委託先別(委託時)相談種別委託児童数(平成 30 年度)

| | 養護相談 | | 障がい相談 | 非行相談 | 育成相談 | 保健 その他 | 合計 |
|----------------|----------|-----|-------|------|------|-----------|-----|
| | | 内虐待 | | | | | |
| 警察等 | 245 | 165 | 0 | 76 | 4 | 1 | 326 |
| 児童 福祉 施設 | 児童養護施設 | 23 | 18 | 0 | 0 | 1 | 24 |
| | 乳児院 | 115 | 36 | 0 | 0 | 0 | 115 |
| | 児童自立支援施設 | 4 | 0 | 0 | 1 | 3 | 8 |
| | 児童心理治療施設 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 障がい児関係施設 | 34 | 15 | 3 | 2 | 3 | 42 |
| | その他施設 | 62 | 26 | 0 | 5 | 4 | 71 |
| 里親 | 96 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 96 |
| その他 | 40 | 12 | 1 | 8 | 2 | 0 | 51 |
| 合計 | 624 | 303 | 4 | 92 | 17 | 1 | 738 |

○児童養護施設

児童養護施設の養育として、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で養育することが望ましく、施設の形態を小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に移行するなど、家庭的養護の推進に努めている。しかし、個々の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設が、物理的に独立し、本体施設との距離があるなどで孤立化するおそれがあり、職員間が連携をとりながらこどもを養育するためには、人員配置の充実とともに本体施設との連携が重要となっている。

また、小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、各種研修の実施や人員配置の充実に努めている。

さらに、地域支援として、社会的養護における相当の技術・知識を有する児童養護施設が、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、里親等委託が進む中で、里親等に対する支援を行うことが期待される。

10施設中1施設の小規模化・地域分散化を整備費補助のうえ実施済。

1施設の小規模化を整備費補助のうえ実施中。(令和元年9月現在)

◇現状 令和元年9月現在 本体10施設 定員791人

うち、分園型小規模グループケア 1か所6人

地域小規模児童養護施設 11か所66人

- ・医療的ケア等の必要なこどもがいる施設に看護師や心理療法担当職員を配置し、虐待を受けた経験等のあるこども、障がいのあるこどもなどに高度な専門的ケアの充実を図っている。
- ・小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。
- ・「施設退所児童自立生活支援事業」により施設に配置された専従対応職員が、こども相談センターの自立支援コーディネーターと協働し、継続支援計画を策定するとともに、退所後のこどもに対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
- ・なお、虐待などで実家庭での生活が困難になった障がいのあるこどもについては、障がい児入所施設に入所している状況もある。障がい児入所施設では、こどもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行うため、こども相談センターと連携を取りながらこどもを養育している。

○児童心理治療施設

児童心理治療施設においては、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じているこどもに、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っている。虐待を受けた経験や発達障がい等により対人関係に課題のあるこどもの入所ニーズが高くなっている。

また、家族再統合の困難な入所児童の増加により、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童のケア・自立支援のあり方が課題となっている。

平成31年4月より、児童養護施設1施設を種別変更し児童心理治療施設としたことで、令和元年9月現在、3施設となっている。

◇現状 令和元年9月現在 本体3施設 定員120人（通所1施設10人）

うち、小規模グループケア1か所7人

施設内分校を備えるものが1施設、隣接地に専用分校を備えるものが2施設となっている。

- 児童心理治療施設における支援の必要なこども数を把握するとともに、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケア・自立支援のあり方を整理するなど、入所ニーズに応じた対応を行っている。
- 施設内、隣接地に専用の小（中）学校を有している強みを生かし、集団的な学習が困難なこどもへのきめ細やかな支援に努めている。

○児童自立支援施設

大阪市では、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的として、夫婦小舎制の児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」を高槻市に設置している。

• 阿武山学園の状況について

全体の7割を超える被虐待経験児童や、半数近くの発達障がいを抱えるこども、4割を超える知的や性的な問題を抱えるこどもなど、支援困難児童が増加してきている。

高校進学率は平成30年度末で96%と向上してきているが、施設退所後の中退者が相当数にのぼる。

◇現状 令和元年9月現在 本体1施設 定員124人

⇒小舎整備時の適正定員98人に定員変更予定

- 支援困難児童への対応のための観察寮（1か所10人）を平成28年度より設置している。
- 夫婦小舎制の特色を生かし、家庭的な環境の中で入所児童の「育ち直し」を支援している。
- 平成23年度から弘済小中学校の分校として学校教育を開始、教員と学園職員のチームティーチング（1クラスに複数の教職員等を配置）により、個別学習・少人数指導等の授業を行っている。

○母子生活支援施設（再掲）

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母とこどもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母とこども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けたこどもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、こどもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援に取り組んでいる。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母とこども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

◇現状 令和元年9月現在 本体4施設 定員180世帯

- ・看護師配置（非常勤）により、医療的ケア等を行っている。また、自立に向け、母に対しては就労支援を、こどもに対しては学習支援を行っているほか、施設退所母子へのアフターケアも行っている。
- ・「施設退所児童自立生活支援事業」により施設に配置された専従対応職員が継続支援計画を策定するとともに、退所後の母子に対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
（平成30年度実績 学習指導555件、各種相談2,310件等、全4,881件）
- ・退所したこどもを対象に、地域のネットワーク（民生委員・児童委員、地域ボランティアなど）を活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ基本的な生活習慣の定着を目的とした支援を行う事業として、「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」を実施している。

【今後の取組み】

- ・児童養護施設・乳児院について、現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点より、
 - ① 本体施設から順次分散化施設を独立させていく
 - ② 過渡的に本体施設をユニット化していくなど、小規模かつ地域分散化を図りつつ、

③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットをショートステイ専用ユニットや一時保護専用ユニットなどへ機能転換することで施設の多機能化を図る。

- ・38 ページ（図表 22）にあるとおり、10 年後の令和 11 年度に向け小規模かつ地域分散化を進めていくなか、③の機能転換・多機能化については、里親委託率の推移に合わせ、代替養育を必要とするこどもの受け皿が不足することの無いよう、実施時期を調整することが重要であり、各年度の進捗状況を見ながら、適宜、目標達成年度を見直していく。

【目標】

○乳児院

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア 9 か所を目標とする。
- ・令和 11 年度末までに一時保護専用施設（ユニット）3 か所を目標とする。

○児童養護施設

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設 39 か所、分園型小規模グループケア 15 か所、一時保護専用施設（ユニット）8 か所を目標とする。

○児童心理治療施設

- ・入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要なこども数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、多機能化を進める。

○児童自立支援施設

- ・施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。
- ・心理療法室を増設し、カウンセリングの強化（被虐待児童、性被害児童へのトラウマ軽減除去、性加害児童の再犯防止）につなげる。

○母子生活支援施設

- ・ショートステイ専用施設（ユニット）1 か所を目標とする。
- ・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

8 一時保護改革に向けた取組

【基本的な考え方】

一時保護が必要な子どもに対して適切に実施できるよう、一時保護所の定員の拡充や一時保護委託の活用など、量的な確保に向けた取組みを進める。

一時保護中であっても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるようハード・ソフトの両面で環境を整える。

【現在の取組み】

(ア) 量の確保

一時保護所の定員について慢性的な超過状態の解消を図るため、平成26年に市内2か所目の一時保護所として平野分室を設置し、定員を70人から100人に増員した。同分室は現在南部こども相談センター付設の一時保護所として運用している。また、里親・ファミリーホーム・児童福祉施設への一時保護委託を進めるほか、里親として未登録であるが実子以外の養育実績があるなどの個人宅に一時保護委託を行ってきた。

(再掲) (図表 23) 一時保護委託 委託先別(委託時)相談種別委託児童数(平成30年度)

| | 養護相談 | | 障がい相談 | 非行相談 | 育成相談 | 保健 その他 | 合計 | |
|-------|----------|-----|-------|------|------|-----------|-----|-----|
| | | 内虐待 | | | | | | |
| 警察等 | 245 | 165 | 0 | 76 | 4 | 1 | 326 | |
| 児童 | 児童養護施設 | 23 | 18 | 0 | 0 | 1 | 0 | 24 |
| | 乳児院 | 115 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 115 |
| 福祉施設 | 児童自立支援施設 | 4 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 8 |
| | 児童心理治療施設 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 障がい児関係施設 | 34 | 15 | 3 | 2 | 3 | 0 | 42 |
| その他施設 | 62 | 26 | 0 | 5 | 4 | 0 | 71 | |
| 里親 | 96 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 96 | |
| その他 | 40 | 12 | 1 | 8 | 2 | 0 | 51 | |
| 合計 | 624 | 303 | 4 | 92 | 17 | 1 | 738 | |

また、原則2歳未満の乳児については乳児院に一時保護委託を行っているが、乳児院の小規模化に向けた建替え整備に伴い、一時保護専用施設として使用可能なユニットを整備している。

(イ) 質の向上

一時保護所の入所児童への支援については、かねてから、ケアの質が確保され子どもの最善の利益が図られるという観点から、改善に努めてきたところである。平成2

7年にはこども相談センター内において支援の改善に向けた検討チームを設置し、より良い支援のあり方を検討し見直しを行った。

平成30年度からは各一時保護所において、入所児童を対象にアンケート調査を定例実施し、一時保護所での生活に関する諸事項について評価を求めるとともに、アンケートの自由記述意見に対しては、各一時保護所長から回答し、入所児童の了解のもと一時保護所内に開示している。

一時保護所入所期間が長期化しているこどもについては、里親・ファミリーホームまたは児童養護施設等への一時保護委託の可否について随時検討を行うこととしている。

一時保護所職員の研修については、国の機関が実施する全国研修に職員派遣を行うとともに、所内研修の実施や他施設への視察など積極的に行い、専門性の維持・向上に取り組んでいる。

一時保護所における支援の状況について、職員自らが振り返る機会を設けるとともに、客観的な立場から点検してもらい質の向上を図っていくため、令和元年度にこども相談センター一時保護所が、令和2年度に南部こども相談センター一時保護所がそれぞれ第三者評価を受審する。

【今後の取組み】

(ア) 量の確保

現状においても一時保護が必要なこどもは増加しており、2か所の一時保護所はほぼ常時定員超過状態となっており、定員総数のさらなる増加が必要である。

現在の一時保護所の定員はこども相談センターと南部こども相談センターの合計で100人であるが、令和3年開設予定の北部こども相談センターでは開設後数年をかけた一時保護所の職員体制を整えながら、入所児童数を徐々に増やしていく予定である。

また、令和6年度末に移転開設予定のこども相談センターでは、こどもが在籍する学校等に通える開放型一時保護所を含めて60人の定員を、令和8年開設予定の4か所目の児童相談所となる東部こども相談センターでは北部こども相談センターと同規模の定員40人の一時保護所を付設できるように検討していくので、今後は4か所の一時保護所を設置することで、定員は合計で170人まで確保する計画である。

また、乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用することが計画されており、一時保護委託の増加・充実が見込まれる。

(イ) 質の向上

一時保護はこどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、

置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、こどもの最善の利益を守るために行われるものである。そのため一時保護所における支援のあり方については、入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供することが重要であるので、引き続き組織的検討を進めていく。定例的に実施している入所児童へのアンケート等によりニーズの把握に努め、生活日課や生活用品に関すること、所持物の取り扱いに関することなど、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。

また、一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応をしていくためにも、入所児童がいつでも意見表明できるしくみや退所時及び措置もしくは委託後に意見を求める取り組みを実施する。

一時保護はこどもの安心・安全を確保する一方で、生活上の制限がかかることで精神的なストレスが生じる場合もあり、長期化すると不適応行動や心身の不調を来すなどのリスクが高くなることから、一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、一時保護児童に対する支援の進行管理の徹底を図る。

ハード面においては、こども相談センターの増設・移転を機に、個室を基本とするなど個別化された丁寧なケアを実現するための環境を整える。また、一時保護所入所中であっても可能な場合は地域生活を継続できるよう、開放型の一時保護施設を整備する。

第三者評価の受審については、各一時保護所が3年に1回以上順番で実施し、受審結果を共有し全体的な質の向上を図る。

一時保護児童の通学や地域生活の機会を確保するため、里親・ファミリーホームや児童福祉施設等による一時保護委託を進め、受託者と連携して支援の充実を図る。

乳児院については、こどもに関する情報把握が十分ではない状況での緊急の一時保護を委託するなど、こどもの安全・安心な保護の実施に重要な役割を担っていることから、乳児院とこども相談センターとの連携を密にしながら、こどもの最善の利益が図れるような一時保護委託に努める。

【目標】

| 現状 | | | |
|-------|--------------------|----------------------|-----|
| | こども相談センター 一時保護所 | 南部こども相談センター 一時保護所 | 合 計 |
| 定員（人） | 70 | 30 | 100 |

将来像

| | 東 部 一時保護所 | 北 部 一時保護所 | 建替後(中央) 一時保護所 | 南 部 一時保護所 | 合 計 |
|-------|--------------|--------------|------------------|--------------|-----|
| 定員(人) | 40 | 40 | 60 | 30 | 170 |

※ 一時保護所の定員は、現時点での想定定員。今後建物の設計検討時に詳細を決定していく。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・ 代替養育下で生活をしてきたこどもが円滑に自立生活を営むことができるよう、措置開始から措置解除までの代替養育中の自立支援（イン・ケア、リービング・ケア）が重要である。
- ・ また、支援の必要性が続く限り、施設退所後（アフター・ケア）も継続して、こどもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供することが重要である。

○イン・ケア、リービング・ケア

- ・ こどもの進路保障の在り方として、代替養育の場においては高等学校段階までの教育の保障、高等学校卒業後の進学・就学機会の保障、進学後においても就学が継続できる支援、進路に関する情報の適切な提供、経済的支援、職業訓練支援、就労機会の確保等を考慮する必要がある。
- ・ 虐待を受けるなど不安定な養育環境で育ったこどもは、アイデンティティの不形成により自信を失っていることが多く、将来、自立生活をするためには、自己肯定感を育むことが基本となる。そのうえで、他者の意見を受け入れるなど、自立生活を維持するうえで必要な力を身につけられるよう養育することも必要である。
- ・ 18歳到達後も施設等で生活するこどもの継続支援計画を作成するにあたっては、上記の項目を踏まえ、里親や施設職員など、こどもの生活に関わったものも共に、入所から自立までの一貫した支援をすることを念頭に策定する必要がある。
- ・ また、母子生活支援施設に入所している世帯は、経済的困窮状況にあることが多く、貧困の世代間連鎖を防ぐため、こどもに対しては学習習慣を定着させ、母親に対しては、子育て環境の整備や資格取得を促すといった就労支援を行う必要がある。

○アフター・ケア

- ・ 施設入所中の自立に向けた支援のみならず、施設退所後においても自立した生活が安定するよう、必要に応じて継続して取り組むことが必要である。また、自立した後も里親や施設職員に気軽に相談できる関係を確保していくことが重要である。
- ・ 一旦自立することができたこどもに対しても、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保、社会保障や医療サービスの支援などを行っていくことが必要である。
- ・ 在宅指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）において、一定の年齢に達したことで、一律支援が終結することは継続した自立支援の観点から問題であるため、支援の必要性についてアセスメントを行い、必要な場合については、引き続き支援を行う

ことが必要である。

【現在の取組み】

- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
義務教育を終了し、児童養護施設等を退所して就職することも等を対象に、共同生活する住居を提供し、生活設計や就労に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進するため、市内5か所（令和元年10月現在、男子3か所、女子2か所5～6人ずつ）にて実施している。
- 平成28年改正児童福祉法において、大学等に就学中の自立援助ホームの入居者が20歳到達後も原則学校を卒業するまで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として「就学者自立生活援助事業」が創設され、大阪市においても、「就学者自立生活援助事業」として支援を行っている。
- 平成28年度、里親委託や施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を行うため、国において「社会的養護自立支援事業」が創設された。大阪市においては国事業に基づき以下（1）～（5）の各事業を実施している。
 - （1）「自立支援コーディネーター」
こども相談センターに配置し、入所中から18歳到達後のこどもの自立に向けた関係者により構成される継続支援会議を実施し、継続支援計画を策定している。
 - （2）（3）「社会的養護継続支援事業」
（2）措置解除後における安定的な住まいの確保にかかる費用の支給、及び、（3）施設等に居住する際に必要となる生活費を支給している。
 - （4）「施設退所児童自立生活支援事業」
施設に対応職員を配置し、こども相談センターの自立支援コーディネーターと協働し、継続支援計画を策定するとともに、退所後のこどもに対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
さらに、こども相談センター里親子包括支援室において生活相談支援担当職員を配置し、入所中から退所後にかけて一貫した支援を実施している。
また、母子生活支援施設においては、退所したこどもを対象に、地域のネットワーク（民生委員・児童委員、地域ボランティアなど）を活用した

学習支援の場を設定し参加を呼びかけ、基本的な生活習慣の定着を目的とした支援を行う事業として、「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」を実施している。

(5)「施設退所児童等社会生活・就労支援事業」として施設等の退所を控えた対象者に対して、社会生活に必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を行っている。

- ・退所後のこどもを対象とした事業として、「就職時の身元保証」、「居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証」、「大学等入学時の身元保証」を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。
- ・措置費の加算事業（施設機能強化推進費）においても、自立支援関連事業があり、施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業や社会体験・就労体験事業により入所中や退所後のこどもを対象として支援を実施している。
- ・また、大阪市独自の事業として、児童福祉施設等入所児（者）の支援内容の充実並びに自立支援を目的とした加算事業を実施しているが、このうち、「発達障がい児自立支援事業」において、発達障がい（疑い含む）がある入所児童に対して入所中に安定した生活を送ることが出来るように、また退所後も自立生活を送ることが出来るようにソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施している。

【今後の取組み】

- ・社会的養護環境下からの自立支援については、退所後からの支援実施ではなく、インケアからリービングケア、アフターケアを通じた切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を提供する必要がある。国における制度構築や法整備の状況を見据えつつ、引き続き現行事業を確実に実施しつつ、自立に向けた支援を行っていく。

【目標】

- ・各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持する。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

【基本的な考え方】

- 児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関であることから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。
- 児童相談所の設置については、児童虐待相談件数が増加傾向にあるなかで、これまで以上にきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ的確に対応できることと合わせて、利用者に対する適切なアセスメントの実施や支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置を進める。
- ICT を活用して効率的に業務を遂行する。

【現在の取組み】

(1) 人材の確保と育成

- 平成 12 年の児童虐待防止法の施行以降、児童虐待相談件数の増加や法律改正に伴う体制強化のため、児童福祉司の増員を図ってきた。とりわけ、平成 22 年 7 月に発生した西区幼児遺棄死亡事例を受けて、平成 24 年度から 2 か年で児童福祉司を大幅に増員したほか、平成 28 年度の南部こども相談センターの開設の際にも、児童福祉司及び児童心理司を増員した。
- 平成 28 年には児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談件数に見合った児童福祉司の配置標準が法律に定められ、児童心理司については児童相談所運営指針において定められることとなった。この配置標準を適用すると大幅な増員が必要となり、増員する新任職員の育成にはマンツーマンで一定期間実務を教える中堅の職員とともに、指導及び教育にあたる経験豊富な専門職いわゆるスーパーバイザーの配置が必須となる。また、児童福祉法で児童福祉司のスーパーバイザーについては、児童福祉司としての経験がおおむね 5 年以上であることが必要となっているため、スーパーバイズ体制の確保には時間が必要である。現在児童福祉司として勤務している職員が中堅となり、将来的にスーパーバイザーになっていく体制を作るため計画的な増員を行っている。
- 令和 4 年 4 月 1 日に義務化が予定されている医師又は保健師及び弁護士との配置は、従前より医師については児童精神科医及び小児科医を複数名配置しており、保健師についても各児童相談所に 1～2 人配置している。また、弁護士の配置については、平成 31 年 4 月から配置している。

- また、今後の人材確保に関わっては、平成28年度から「児童相談所仕事セミナー」を開催し、児童相談所で働く職員が働き甲斐や仕事の魅力を社会人の方や学生らに伝え、大阪市の採用試験を受験するよう働きかけている。

(2) 児童相談所の複数設置

- 本市では、専門性の確保、人材育成とノウハウの蓄積、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、長らく1か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談件数の増加に鑑み、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効率的実施、区役所等の関係機関との緊密な連携、及び利用者（市民）の利用しやすい環境の整備のため平成26年度に児童相談所の複数化の検討に着手した。平成25年度当時の児童虐待相談件数をもとに市内3か所とすることが適切であると判断し、平成28年10月に南部こども相談センターを開設、令和3年4月に北部こども相談センターを開設する予定である。
- 3か所設置を決定した平成26年度以降も児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成30年度で6,316件となっており、平成25年度と比較すると2倍に増加しているため、4か所体制とすることを令和元年10月に決定した。

(3) ICT の活用

- 本市では児童相談所業務については長らくシステム化せず、統計、検索、文書の作成等手作業で行ってきたが、相談件数の増加に対応して業務の効率化を図るため、平成20年度に児童相談システムを運用開始した。このシステムは、児童相談所における業務の一部を単体で組み込んだシステムであるため、住民情報や福祉サービスの利用状況は別途検索して入力する必要がある。
- また、同システムには業務を進捗管理する仕組みがないため、児童虐待相談件数が増加する中で、児童虐待通告の進捗管理をシステム外で行っており、入力作業が重複し業務が輻輳化する要因の一つになっている。

【今後の取り組み】

(1) 人材の確保と育成

- 児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員の確保については、児童虐待に対する適切な対応や、重大な児童虐待事件を無くしていくためにも、必要不可欠なものであるとの認識のもと、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進める。
- 人材育成については、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて現任研修、施設での実地研修、

各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。

- 児童福祉司や児童心理司の専門性を向上させるためには、研修だけでなく業務を通じて経験を積み重ねることが必要であり、継続して児童相談所に勤務することが求められる。仕事のやり甲斐や仕事を通じた自身の成長が感じられるようにスーパービジョン体制を強化していく。
- 長く勤務できるようにするには、モチベーションだけでなく環境の整備が不可欠である。時差出勤の活用や ICT の活用等により、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスのとれた職場を目指す。

(2) 児童相談所の複数設置

- 児童相談所の複数設置により、それぞれの児童相談所が同じようにノウハウを蓄積することが難しくなったり、判断基準が違ったりするなどマイナス面が生じるおそれがあるが、職員の専門性を低下させないことはもとより更なる向上をはかるため、中央児童相談所にあたるこども相談センター（森ノ宮）が企画調整機能を担い、技術的援助、連絡調整、情報提供、施設入所に係る措置の調整等といった業務支援を行う。

(3) ICT の活用

- より効率的なシステムとするため、令和元年度から総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発しており、令和 3 年度のリリースを目指している。

【目標】

• 児童相談所の複数設置

| | |
|---------|----------------|
| 令和 3 年度 | 北部こども相談センターの開設 |
| 令和 6 年度 | 中央こども相談センターの移転 |
| 令和 8 年度 | 東部こども相談センターの開設 |

11 留意事項

大阪市においては、この計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和元年度末中の計画策定に向け、下記の実施体制を進めてきた。

- ① フォスタリング機関による包括的な里親支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
- ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
- ③ こども相談センター（児童相談所）の機能強化や一時保護所の体制強化に向けた取組
- ④ 里親等委託が必要なこども数の調査 等

計画策定後については、計画の進捗状況を毎年度検証するとともに、令和2年度から令和6年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組みの促進を図っていく。

具体には、各種事業については事業所管部署に進捗状況を確認し、毎年達成状況を審議会に報告することで進捗管理に努めていく。

計画策定経過

本計画は、学識経験者、弁護士、児童福祉施設代表、里親代表により構成された「大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」において議論及び意見聴取したものを計画に反映させ、「大阪市児童福祉審議会」において審議した。

| | | |
|-------|--------|--|
| 平成30年 | 8月10日 | 平成30年度第1回児童福祉専門分科会 (のちの児童福祉審議会) |
| | 11月13日 | 平成30年度第1回児童福祉専門分科会ワーキング (のちの児童福祉審議会社会的養育専門部会) |
| | 12月～4月 | 代替養育必要児童に対するニーズ調査 |
| 平成31年 | 1月31日 | 平成30年度第1回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| | 3月19日 | 平成30年度第2回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| 令和元年 | 5月28日 | 令和元年度第1回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| | 9月17日 | 令和元年度第2回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| | 11月 | 当事者であるこどもの生活アンケート調査 |

| | |
|-----------|--------------------------|
| 11月12日 | 令和元年度第3回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| 12月11日 | 第2回児童福祉審議会 |
| 12月26日 | 令和元年度第4回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| 令和2年1月31日 | パブリックコメント実施 |
| ～ 2月28日 | |
| 3月17日 | 令和元年度第5回児童福祉審議会社会的養育専門部会 |
| 3月23日 | 第3回児童福祉審議会 |
| 3月下旬 | 大阪府・国へ計画提出 |

【児童福祉専門分科会委員名簿】（開催当時）

（敬称略：五十音順）

| 氏名 | 役職名 |
|-------|------------------------|
| 石田 雅弘 | 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 客員教授 |
| 岩上 昭信 | 大阪市民生委員児童委員協議会 副会長 |
| 加藤 曜子 | 流通科学大学人間社会学部 教授 |
| 小山 隆 | 同志社大学社会学部 教授 |
| 杉田 善久 | （一社）大阪市児童福祉施設連盟 会長 |
| 津崎 哲郎 | （特非）児童虐待防止協会 理事長 |
| 中島 心み | 弁護士 |
| 堀 千代 | 常磐会短期大学 教授 |
| 三田 優子 | 大阪府立大学大学院 准教授 |

【児童福祉審議会委員名簿】

（敬称略：五十音順）

| 氏名 | 役職名 |
|--------|----------------------------|
| 石田 文三 | 弁護士 |
| 石田 雅弘 | 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 客員教授 |
| 一本松 三雪 | 大阪市民生委員児童委員協議会 副会長 |
| 梅原 啓次 | 大阪市里親会 会長 |
| 大野 加寿子 | 大阪市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表 |

| | |
|-------|---------------------|
| 加藤 曜子 | 流通科学大学人間社会学部 教授 |
| 小山 隆 | 同志社大学社会学部 教授 |
| 竹本 榮 | 大阪市私立保育連盟 副会長 |
| 津崎 哲郎 | (特非) 児童虐待防止協会 理事長 |
| 徳谷 章子 | (特非) ハートフレンド 代表理事 |
| 永岡 正己 | 大阪市社会福祉協議会 副会長 |
| 中谷 和博 | 大阪市立市岡小学校 校長 |
| 中西 裕 | (一社) 大阪市児童福祉施設連盟 会長 |
| 西井 克泰 | 武庫川女子大学文学部 教授 |
| 堀 千代 | 常磐会短期大学 教授 |
| 前橋 信和 | 関西学院大学人間福祉学部 教授 |
| 三田 優子 | 大阪府立大学大学院 准教授 |
| 森口 久子 | 大阪府医師会 理事 |
| 山上 博史 | 大阪府歯科医師会 理事 |
| 渡邊 和香 | 大阪府助産師会 理事 |

【児童福祉専門分科会ワーキング（現、児童福祉審議会社会的養育専門部会）名簿】

（敬称略：五十音順）

| 氏名 | 役職名 |
|--------|---------------------|
| 伊藤 嘉余子 | 大阪府立大学地域保健学域 教授 |
| 梅原 啓次 | 大阪市里親会 会長 |
| 中西 裕 | (社福) 四恩学園 理事長 |
| 西村 英一郎 | 弁護士 |
| 廣瀬 みどり | 母子生活支援施設リアン東さくら 施設長 |
| 福田 公教 | 関西大学人間健康学部 准教授 |
| 前橋 信和 | 関西学院大学人間福祉学部 教授 |